

社会福祉法人信静会役員及び

評議員の報酬等に関する規程

令和3年4月1日

社会福祉法人 信静会

社会福祉法人信静会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信静会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときの報酬はないものとする。ただし、理事会・評議員会出席時の交通費として各2,500円支払うものとする。また、高速道路を使用する場合、高速代を支給することができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 役員及び評議員の報酬はないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、研修費及び交通費（グリーン車も可能）を全額支給することができる。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。